

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔児童・家庭施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	01松江	05_児童・家庭施策	02_児童相談・児童虐待対策	児童虐待	児童虐待について、第3委員会が立ち上がっていますが、どんな活動をされているのかお聞きしたいです。	児童虐待に関する第三者機関としては、「島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」がある。（「児童福祉法」に基づく「児童福祉審議会」） この処遇部会は、大学教授、里親会の代表、小児科医、精神科医、臨床心理士、弁護士、（前）家庭裁判所調査官の7名により構成されており、概ね毎月開催している。審議の対象となるのは、 ① 児童福祉施設への入所措置等に関する事項 ② 児童の親権者の意に反して行う児童の一時保護等に関する事項 ③ 措置児童の虐待に係る報告や調査等に関する事項 などであり、処遇部会で直接相談を受けることはない。	公聴会時の回答と同じ	青少年家庭課	障がい児（者）・福祉サポートの会	8月27日
9	01松江	05_児童・家庭施策	05_いじめ対策	島根県の子どもの人権やいじめ問題への取組み	昨年度のお答えでは子どもの権利条約に関する啓発資料の改訂版を作るとのことでしたが、作成されましたか。作成済みなら、それをどう使ったのかを、作成中ならいつ完成するのか、完成後どう使うのかを教えてください。 昨年度は、いじめのリーフレットを作る予定がないとのことでしたが、今年度は？昨年度のお答えでは島根県青少年育成会議の研修や意見交換でいじめ問題を取り上げるとのことでしたが、どうされましたか。 また、同会議について、委員名や会議開催案内、会議資料、会議録等を島根県のホームページでチェックしようとしたのですが、見つけれませんでした。掲載がありますか。未掲載なら掲載をお願いします。	教育委員会では、子どもの権利条約に関する啓発資料を改訂し、小学校3年生全児童（H24年度～）、中学1年生全生徒（H25年度～）に配布している。学校では、これを道徳や学級活動等で活用している。 また、いじめのリーフレットについては、今年度も作成する予定はないとのことであった。しかし、今年8月の「フォトしまね」に「やさしく解説しまねっ子ニュース」として、いじめの内容やいじめサインのチェックシート、相談窓口の紹介等を掲載し、子どもや保護者向けに啓発した。また、昨年11月2日の新聞には「考える県政」のコーナーで、ネット上のいじめの特徴、家庭での予防と対策、相談窓口の紹介等を行い、家庭向けに啓発した。今後も様々な媒体を使っての広報啓発を検討していきたいとのことだった。 青少年育成島根県民会議は、青少年の健全な育成を図ることを目的とした県民運動団体である。現在、会長、副会長の他、関係機関や団体から選出された41名からなる常任委員会を設け、市町村や青少年育成団体・期間等と連携を図りながら活動に取り組んでいる。昨年度末現在183の会員、830の賛助会員からの会費で運営されており、県からも事務費の補助を受けている。 この県民会議は外部団体であり、県とは別にホームページを持っており、ホームページをリニューアルした5月以降、常任委員名簿や団体会員、事業計画や会議の様子について随時掲載されている。 5月13日には、島根県民会館にて53名が参加して総会を開催した。その折、教育庁子ども安全室長を講師に、国のいじめ防止対策推進法で求められていることや県のいじめ防止基本方針で大切にしていること、学校や家庭・地域での取組等について研修された。	教育委員会において、次の広報啓発を実施。 ・いじめの未然防止や早期発見を啓発するためのテレビスポット30秒CMを3月下旬に放映 ・文部科学省が作成した、いじめ防止推進法に係る「ケータイ&スマホ新聞」を県内各小・中学校、高等学校等に配布、「いじめ問題に対する取組事例集」を各学校や市町村教育委員会に周知	青少年家庭課	チャイルドラインしまね	8月27日
10	01松江	05_児童・家庭施策	03_里親制度	家庭的養護促進事業の普及啓発活動	県の里親委託に関しては、現在の2割から3割の委託率へ上げる計画が決まっています。事業内容にある（ア）訪問援助活動、（ウ）相互支援活動、（エ）委託促進活動については、里親会で話し合いをする中で計画を進めることができますが、（イ）普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）は、これまでの方法を継続するだけでは実際に微増の結果しか見えていないのが現状です。そして今の里親会だけでは3割の目標は少し荷が重すぎるように感じます。 家庭的養護促進のために、施設の小規模化やファミリーホーム、また里親委託を優先することも決められました。地域へ更に一歩踏み出して里親会を知ってもらうこと、週末里親など家庭生活体験事業や短期入所事業の内容、里親は特定の人ができるのではなく、どんな職業の人でも身近なところで登録が可能なこと、登録することにより要保護児童を受け入れる態勢が整っていくこと等など普及したい考えはたくさんあります。委託率を上げるには受け皿となる里親を増やすことが必要です。しかし、現在の里親では絶対数も充分とはいえませんし活動するにも力不足が否めません。 里親会としては、どうしたら新規里親の開拓が進むのかと考えをめぐらせています。そこで例えば、今後進められる様々な会合などへ里親会として参加させてもらい、あるいは会の紹介を得て里親を講師として体験談や養育の実態を話す機会が増えれば良いと思います。里親制度や虐待防止の説明会ももちろん欠かせないことですが、いま養育している里親の貴重な体験談を同時に加えれば内容はより具体的になることでしょう。また地域へ入り込む方法としては、公民館の定期的な行事への参加など時間をかけた地道な活動なども含め、広報の機会を提供してもらえなら尚のこと踏み出せるかと考えます。 これまでとは違う啓発の事業を行うためにも、3割の目標に応じた計画性を持って様々な考えを出し合い、将来を担う子どもの利益を守る立場を共有し、更なる普及啓発活動を共に進めて行きたいものです。	里親の皆さんには、様々な理由により家庭を離れて生活をせざるを得ない子どもたちを、深い愛情をもって養育していただいていること、また、いつでも委託がお願いできるよう受け入れの準備をいただいていることに深く感謝。 平成23年7月、国の「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年かけて「施設」「グループホーム」「里親及びファミリーホーム」の児童数の割合をそれぞれ3分の1ずつとする方向性が示された。 これを踏まえて、県では、平成27年度から41年度までの15年間の「島根県社会的養護体制推進計画」を検討しているところ。この計画では、社会的養護が必要な児童について、できる限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で生活ができるよう、里親委託を一層推進していく考え。そのためには、ご提案のあったように里親制度の意義について広く県民の皆様を知っていただき、新たに里親になってくださる方を増やすとともに、社会的養護が必要な子どもたちを地域全体で支えるという気運の醸成も大切。 当課が実施する主任児童委員研修会や市町村職員を対象とした会議・研修において、里親の皆さんに体験談を話していただくなど、普及啓発について一層の工夫をしていきたい。 また、市町村に対しては、毎年、広報紙への掲載などの協力をお願いしているが、さらに、市町村の各種会合において、里親制度について広報する機会を提供していただくよう、県としても積極的に働きかけをしたいと考える。 ・里親制度の理解を深め、一人でも多くの方に里親になっていただくためには、まさに地道な取組みの積み重ねが大事であり、引き続き、里親会の皆さんなど関係の方々と話しながら、普及啓発に努めたい。	平成27年度、当課が実施する会議や研修会あるいは健康福祉部の研修会などを活用し、里親さんの体験談を話していただくことを計画。 また、市町村に対しても、会議等を通じて、里親制度の広報について働きかけたい。 なお、里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、平成27年度、県里親会に里親支援機関事業を委託し、里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会・施設訪問などの事業を実施することとしている。	青少年家庭課	松江地区里親会	8月27日
16	03出雲	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	子どもの医療費の無料化	出雲市では今年度より医療費の無料化の対象年齢が3歳から6歳に引き上げられました。 島根県内でも、松江市は小学校6年生まで、邑南町は“子育てしやすい町を！”ということで中学校3年生まで無料化、というように各市町村によってその対象年齢が違うようです。 出雲市も無料化の対象年齢が小学校就学前までと引き上げられたのは、子育て世代の親にとって嬉しいことだと思います。その年齢が更に引き上げられ、充実しますようにお願いしたいです。	医療保険では、一般には3割の自己負担のところ、義務教育就学前児については、2割に軽減されている。 県では、この医療保険に上乗せして、就学前児の自己負担を原則1割（医療機関ごと一月当たりの上限額：入院2,000円、通院1,000円、薬局等0円）とし、市町村に補助を行っている。 ご意見のとおり、市町村によっては、さらに単独事業で上乗せを行い、就学前児の自己負担を0円としたり、小・中学生の自己負担を軽減しているところがある状況。他の都道府県においても、対象年齢や自己負担・所得制限の有無等に違いはあるが、都道府県の助成に対し、市町村で上乗せして助成されている。 しかし、これらは都道府県、市町村の単独事業であり、自治体の財政状況等によってその内容が異なることとなる。県としては、乳幼児医療のような基本的なサービスは、全国どこでも同じようなサービスを受けられるよう、国による統一した制度が必要であると考えており、従来から国に対して、本人負担の軽減措置の拡充を求めているところ。今後も引き続き国に対して要望していく。	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	出雲保育協議会	9月2日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔児童・家庭施策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
28	05浜田	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	新保育制度に向けての具体的な取組みについて	県が開催しておられる「子ども子育て会議」の進行状況と検討内容についての現状をお聞かせいただきたい。	<p>子ども・子育て支援新制度においては、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、県においても、市町村の取組みの支援や人材確保・育成策などを盛り込んだ「支援計画」を策定する必要がある。</p> <p>この計画の策定にあたっては、幅広い分野から意見を頂戴する必要があることから、昨年6月議会において「島根県子ども・子育て支援推進会議」設置条例を制定し、子どもの保護者、保育所関係者、幼稚園関係者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験者、公募委員など、16名の委員からなる会議を昨年10月に設置した。</p> <p>また、県計画には、県の「次世代育成支援行動計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」の内容も盛り込み、一体的な計画にすることとしており、それぞれ部会を設置している。これらの会議において、支援策等を検討する際の資料とするために、昨年度「島根県少子化に関する意識調査」「島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査」「島根県保育士就業支援に向けた実態調査」「島根県保育士確保に関する実態調査」を実施した。今後は、これらの調査結果を踏まえ、必要な支援策等について議論を深めることとしている。</p> <p>なお、会議の内容については、会議録や資料を県のホームページに掲載しているをご覧ください。</p>	<p>「支援計画」の策定にあたっては、平成25年10月の会議設置以来、島根県子ども・子育て支援推進会議を8回、少子化対策指針部会を6回、ひとり親等自立支援部会を5回開催してきた。</p> <p>会議では、「子どもの最善の利益」が実現される社会、「子育てするなら島根」と感じられる社会を目指す社会像とし、その実現に向けた施策の方向性等について議論を進めてきた。</p> <p>また、子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項である、教育・保育の提供体制の確保方策、保育等に従事する人材確保・資質の向上等についても併せて議論してきた。</p> <p>この「支援計画」については、名称を「しまねっ子すくすくプラン」とし、推進会議において最終的な意見を聴取したうえで、平成26年度中に策定することとしている。</p>	青少年家庭課	浜田市保育連盟	8月8日